

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	国内外における夫婦の氏に関する制度と選択の状況
他言語論題 Title in other language	Laws and Situations Surrounding Married Names in Japan and Other Countries
著者 / 所属 Author(s)	小沢 春希 (OZAWA Haruki) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 行政法務課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	848
刊行日 Issue Date	2021-8-20
ページ Pages	85-109
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	我が国及び諸外国の婚姻後の夫婦の氏に関する制度について解説し、あわせて、各国における夫婦の氏を選択の状況に関する統計や調査結果を紹介する。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

国内外における夫婦の氏に関する制度と選択の状況

国立国会図書館 調査及び立法考査局
行政法務課 小沢 春希

目 次

はじめに

I 我が国における夫婦の氏に関する制度及び氏を選択に関する状況

- 1 夫婦の氏に関する制度
- 2 夫婦の氏に関する調査等

II 海外における夫婦の氏に関する制度及び氏を選択に関する状況

- 1 アメリカ
- 2 カナダ
- 3 イギリス
- 4 ドイツ
- 5 フランス
- 6 フィンランド
- 7 ノルウェー
- 8 スウェーデン
- 9 オーストラリア
- 10 韓国
- 11 台湾

おわりに

キーワード：選択的夫婦別氏制度、夫婦別姓、夫婦同姓、男女平等、婚姻、実態調査

要 旨

- ① 近時、選択的夫婦別氏制度の導入をめぐる議論が活発になっている。我が国の民法第 750 条は夫婦同氏の原則を定めているが、世界的に見て夫婦同氏を義務付けている国は我が国だけであるとされている。
- ② 夫婦の氏の在り方は、国や地域により様々である。本稿では、我が国及び諸外国の夫婦の氏に関する制度について解説する。あわせて、夫婦別氏や複合氏（夫と妻の双方の氏を組み合わせた氏）などが選択可能である場合に、夫婦が実際にどのような氏を選択しているのかを確かめるため、各国における夫婦の氏を選択の状況に関する統計や調査結果を紹介する。
- ③ 本稿で紹介した各国を見ても、氏をめぐる制度や文化は様々であるが、現代では、夫婦が夫の氏を共通の氏とすることを原則とするような規定は改正されてきた。また、夫婦同氏以外の夫婦の氏の在り方が選択可能である諸外国では、別氏や複合氏など我が国では認められていない形式の氏を実際に選択する夫婦が存在し、夫婦ごとの多様な考え方に制度が対応していた。
- ④ 平成 27 年 12 月 16 日最高裁判所大法廷判決では、「(我が国の民法第 750 条の) 定める夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではない」と判示されたが、一方で、厚生労働省の統計によれば、平成 27 年に結婚した夫婦の 96.0% が夫の氏を選択しており、その割合は本稿において確認した諸外国で妻が自己の氏を夫の氏に変更する割合と比べて高い。とはいえ、夫婦別氏が認められている諸外国においても、共通の氏として夫の氏を選択する夫婦が多数を占めるという状況は生じていた。
- ⑤ 夫婦の氏を選択に関する男女の平等について考える際には、選択的夫婦別氏制度の導入の是非を論じるだけでなく、氏を選択に係る社会的・法的要因について多角的に検討していく必要があると考えられる。

はじめに

近時、選択的夫婦別氏制度の導入をめぐる議論が活発になっている。

世界的に見て夫婦同氏を義務付けている国は我が国だけであるとされており⁽¹⁾、国会においても、上川陽子法務大臣から「法務省が把握している限りではございますが、現在、婚姻後に夫婦のいずれかの氏を選択しなければならない夫婦の同氏制を採用している国は、我が国以外には承知しておりません。」との答弁がなされている⁽²⁾。

夫婦の氏の在り方は、国や地域により様々である。本稿では、第Ⅰ章において我が国、第Ⅱ章において諸外国の夫婦の氏に関する制度について解説する。あわせて、夫婦別氏や夫と妻の双方の氏を組み合わせた氏（複合氏⁽³⁾）への変更などが選択可能である場合に、夫婦が実際にどのような氏を選択しているのかを確かめるため、各国における夫婦の氏の選択の状況に関する統計や調査結果を紹介し⁽⁴⁾、氏に関する制度の在り方と夫婦の氏の選択における男女の平等との関係などについて検討する際の参考に資することとしたい。

なお、本稿では、引用の場合を除いて、いわゆるラストネーム（姓、氏、名字、家族名）を指す場合には「氏」の語を用い、ファーストネームを指す場合には「名前」の語を用いる。

Ⅰ 我が国における夫婦の氏に関する制度及び氏の選択に関する状況

1 夫婦の氏に関する制度

我が国の民法（明治29年法律第89号）第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」として夫婦同氏の原則を定めている⁽⁵⁾。

同条の憲法適合性が争われた裁判例として、平成27年12月16日最高裁判所大法廷判決⁽⁶⁾がある。同条の規定について、同判決は、「婚姻の際に「氏の変更を強制されない自由」が憲法上の権利として保障される人格権の一内容であるとはいえない」ことから、憲法第13条に違反しないこと、「夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではない」ことから、憲法第14条第1項に違反しないことを判示した。また、憲法第24条に適合するかどうかは、規定が個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠き、立法裁量の範

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和3年6月24日である。

(1) 「最高裁が夫婦同姓「合憲」「差別的」国連は改善勧告」『日本経済新聞』2016.3.26; 「同姓義務、日本だけ 再婚禁止期間、世界は廃止の流れ」『毎日新聞』2015.12.13等。

(2) 第203回国会参議院予算委員会会議録第2号 令和2年11月6日 p.37. 令和3年3月1日の衆議院予算委員会における丸川珠代内閣府特命担当大臣（男女共同参画）の答弁も同趣旨（第204回国会衆議院予算委員会会議録第17号 令和3年3月1日 p.18）。

(3) 諸外国の法制には、婚姻をした者が、他方の配偶者の氏を自己の氏の前に冠記し、あるいは後記することを認める法制も存在し、そのような氏は、一般的に「複合氏」や「結合氏」と呼ばれている（「外国人と婚姻をした日本人が、その氏を戸籍法第107条第2項の届出により、婚姻の効果として外国人配偶者が称することとなった複合氏に変更することは認められないとされた事例」『民事月報』70(9), 2015.9, p.97）。また、2つの氏から成る氏のことを二重氏（二重姓）と呼ぶ場合がある（木下淑恵「海外法律情報／スウェーデン 新しい名前法」『論究ジュリスト』(22), 2017.夏, p.189等）。本稿においてこのような氏を説明する際には、複合氏又は二重氏のいずれかの語のうち、原語の表現に照らしてより適切であると考えられるものを用いる。

(4) 調査により割合の表示方法は様々（百分率によるもののほか、「男性の10人に1人」、「カップルの3分の2」など）である。実際の数値との差異が広がることを避けるため、本稿では、各調査の表示方法を百分率に換算するなどの修正をせずに用いる。

(5) 二宮周平編『新注釈民法 17（親族 1）』有斐閣, 2017, p.168.

(6) 民集69巻8号2586頁

囲を超えるものとみざるを得ないような場合に当たるか否かという観点から判断すべきものとするのが相当であるところ、婚姻によって氏を改める者に一定の不利益が生じ得ることは認められるが、そのような不利益は氏の通称使用⁽⁷⁾が広まることにより一定程度は緩和され得るものであること等を総合的に考慮すると、個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠く制度であるとは認められず、同条に違反するものではないと判示した⁽⁸⁾。

なお、令和3年6月23日の最高裁判所大法廷決定は、民法第750条の規定及び同条の規定を受けて夫婦が称する氏を婚姻届の必要的記載事項と定めた戸籍法（昭和22年法律第224号）第74条第1号の規定について、女性の有業率の上昇、管理職に占める女性の割合の増加その他の社会の変化や、選択的夫婦別氏制の導入に賛成する者の割合の増加その他の国民の意識の変化といった事情等を踏まえても、平成27年12月16日最高裁判所大法廷判決の判断を変更すべきものとは認められず、憲法第24条に違反しないと判断した⁽⁹⁾。

2 夫婦の氏に関する調査等

(1) 夫婦の氏を選択

厚生労働省の「婚姻に関する統計」によると、平成27年に婚姻した夫婦のうち夫の氏を選択した夫婦は96.0%、妻の氏を選択した夫婦は4.0%である（表1）⁽¹⁰⁾。

ほとんどの夫婦が男性の氏を選択していることについて、これは自由な選択の結果とは言えず、「明らかに女性に氏の変更を「強制」する「社会的圧力」が働いている」ので、そのことは社会の問題であり、夫婦同氏を強制している国の責任であるという意見がある⁽¹¹⁾。

表1 各年に婚姻した夫婦の氏のうち夫の氏・妻の氏の構成割合の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
夫の氏	97.7%	97.4%	97.0%	96.3%	96.3%	96.0%
妻の氏	2.3%	2.6%	3.0%	3.7%	3.7%	4.0%

（出典）厚生労働省「平成28年度 人口動態統計特殊報告「婚姻に関する統計」の概況」2017.1, p.10. <<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyu/konin16/dl/gaikyo.pdf>> を基に筆者作成。

(2) 選択的夫婦別氏制度に関する世論調査

内閣府が平成29年に実施した世論調査⁽¹²⁾では、夫婦の氏について⁽¹³⁾、「婚姻をする以上、夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべきであり、現在の法律を改める必要はない」との回答が29.3%、「夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望している場合には、夫婦がそれぞれ

(7) 令和元年11月5日から住民票やマイナンバーカードの旧姓併記が可能となった（「旧姓併記の申請始まる 住民票 マイナンバーカード」『朝日新聞』2019.11.6）。また、内閣府男女共同参画局の調査によると、303の国家資格・免許等のうち、「資格取得時から旧姓使用ができるもの」は207、「令和4年4月から旧姓使用が可能となる予定のもの」が37、「資格取得後に改姓した場合は、旧姓使用ができるもの」が19である（内閣府男女共同参画局「各種国家資格、免許等における旧姓使用の現状等について」2021.6. <<https://www.gender.go.jp/research/kyusei/pdf/gaiyo.pdf>>）。

(8) 「民事 1 民法 750 条と憲法 13 条 2 民法 750 条と憲法 14 条 1 項 3 民法 750 条と憲法 24 条」『判例タイムズ』1421 号, 2016.4, pp.84-89; 本山敦編著『逐条ガイド親族法—民法 725 条～881 条—』日本加除出版, 2020, pp.54-55.

(9) 最高裁判所大法廷令和3年6月23日決定（令和2(ク)102 市町村長処分不服申立て却下審判に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件）

(10) 「平成28年度 人口動態統計特殊報告「婚姻に関する統計」の概況」2017.1, p.10. 厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyu/konin16/dl/gaikyo.pdf>>

(11) 高橋和之「夫婦同氏強制合憲判決（最判平成27年12月16日民集69巻8号2586頁）にみられる判断手法の問題点」『自由と正義』67(12), 2016.12, p.81.

婚姻前の名字（姓）を名乗ることができるように法律を改めてもかまわない」との回答が42.5%、「夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望していても、夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべきだが、婚姻によって名字（姓）を改めた人が婚姻前の名字（姓）を通称としてどこでも使えるように法律を改めることについては、かまわない」との回答が24.4%であった。

また、上記の質問において法律を改めてもかまわないと答えた人を対象とする質問で、法改正がなされ別氏が可能となった場合に夫婦でそれぞれ婚姻前の名字を名乗ることを「希望する」と回答した人の割合は、19.8%であった（「希望しない」は47.4%、「どちらともいえない」は32.1%）。

このほか、近時では、新聞社等が行う世論調査においても選択的夫婦別氏制度の導入の賛否を問う質問が行われている。表2はそれらの調査の例である。

表2 選択的夫婦別氏制度に関する最近の世論調査の例

世論調査	調査の対象、方法、実施時期	質問	回答
共同通信 世論調査	全国250地点の18歳以上の男女3,000人。郵送法で実施。令和3年3月10日に調査票を発送し、4月19日までに届いた返送総数は1,907、有効回答は1,839。	現在の法律では結婚すると夫婦のどちらかの姓（名字）を変えています。これに対し、夫婦が希望すれば結婚後もそれぞれの姓を名乗れる「選択的夫婦別氏制度」を認めるべきだとの考え方があります。あなたはこの考え方に賛成ですか、反対ですか。	賛成31% どちらかと言えば賛成30% どちらかと言えば反対27% 反対11% 無回答2%
朝日新聞 世論調査	無作為に電話番号を作成し、固定電話と携帯電話に電話をかけるRDD方式で全国の有権者を対象に実施。調査日は令和3年4月10日・11日。有効回答は携帯電話921人、固定電話630人の計1,551人。	夫婦別氏についていかがいます。あなたは、法律を改正して、夫婦が同じ名字でも、別々の名字でも、自由に選べるようにすることに賛成ですか。反対ですか。	賛成67% 反対26% その他・答えない7%
毎日新聞 世論調査	無作為に数字を組み合わせた携帯電話と固定電話の番号に自動音声応答で電話するRDS法で対象者を抽出し、18歳以上を対象に令和3年3月13日に調査。有効回答は携帯電話731件、固定電話325件。	夫婦がそれぞれ別の名字を名乗ることができる「選択的夫婦別氏」制度の導入に賛成ですか。	賛成51% 反対23% どちらとも言えない26%
時事世論 調査	全国の市区町村の満18歳以上の男女1,953人。個別面接聴取法で調査。実施時期は令和3年1月8～11日、回収数は1,211。	あなたは、夫婦がそれぞれ別の姓を名乗ることができる「選択的夫婦別氏」制度の導入に賛成ですか、反対ですか。	賛成50.7% 反対25.5% どちらとも言えない・わからない23.8%
読売新聞・早稲田 大学共同 世論調査	全国250地点の有権者3,000人。郵送法で実施。令和2年10月15日に調査票を発送し、11月17日までに届いた返送総数は2,022、有効回答は1,953。	次に挙げる意見について、あなたが賛成だと思うか、反対だと思うかを、順にお答え下さい。 「法律を改正して夫婦別氏を認めるべきだ」	賛成16% どちらかと言えば賛成40% どちらかと言えば反対32% 反対11% 答えない2%

（注）RDD（Random Digit Dialing）とは電話調査のための無作為標本抽出法のことをいう。報道機関による世論調査で利用されており「RDS（Random Digit Sampling）」、「朝日RDD法」など、調査実施主体による独自名をつけている場合もあるが、いずれもRDDに含まれる（「RDD」日経リサーチウェブサイト <<https://www.nikkei-r.co.jp/glossary/id=80>>）。

（出典）「男女平等「実現せず」64% 政治の場・社会通念で顕著」『東京新聞』2021.5.4；「女性政策世論調査の詳報」『東京新聞』2021.5.4；「朝日新聞世論調査一質問と回答〈4月10、11日〉」『朝日新聞デジタル』2021.4.13。<<https://digital.asahi.com/articles/ASP4F43DFP4CUZPS004.html>>; 「毎日新聞世論調査 東京五輪「中止」32% 「海外客入れず開催」21%」『毎日新聞』2021.3.14；『時事世論調査特報』1651号、2021.2.1, p.9；「読売・早大 共同世論調査 主な質問と回答」『読売新聞』2020.11.24 を基に筆者作成。

(12) 「平成29年度 家族の法制に関する世論調査」2017.12. 内閣府世論調査ウェブサイト <<https://survey.gov-online.go.jp/h29/h29-kazoku/index.html>> 全国の18歳以上の日本国籍を有する者5,000人を対象として、平成29年11月30日～12月17日に調査員による個別面接聴取法で実施。

(13) 質問は、「現在は、夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗らなければならないことになっていますが、「現行制度と同じように夫婦が同じ名字（姓）を名乗ることのほか、夫婦が希望する場合には、同じ名字（姓）ではなく、それぞれの婚姻前の名字（姓）を名乗ることができるように法律を改めた方がよい。」という意見があります。このような意見について、あなたはどのように思いますか。次の中から1つだけお答えください。」であった。

制度導入の賛否以外を問う調査もあり、毎日新聞が令和2年12月に行った世論調査⁽¹⁴⁾では、「夫婦別姓が認められた場合、あなたなら夫婦で同じ名字を選びますか、別々の名字を選びますか。」との質問に対し、「夫婦で同じ名字を選ぶ」が64%、「夫婦で別々の名字を選ぶ」が14%、「わからない」が22%であった⁽¹⁵⁾。

棚村政行早稲田大学法学学術院教授と市民団体「選択的夫婦別姓・全国陳情アクション」の合同調査⁽¹⁶⁾では、「結婚の際の姓のあり方」について、「自分は夫婦同姓がよい。他の夫婦も同姓であるべきだ。」との回答が14.4%、「自分は夫婦同姓がよい。他の夫婦は同姓でも別姓でも構わない。」との回答が35.9%、「自分は夫婦別姓が選べるとよい。他の夫婦は同姓でも別姓でも構わない。」との回答が34.7%、「その他、わからない」が15.0%であった⁽¹⁷⁾。

Ⅱ 海外における夫婦の氏に関する制度及び氏を選択に関する状況

1 アメリカ

(1) 夫婦の氏に関する制度

アメリカでは氏名の変更は各州の管轄である。全ての州で婚姻後の女性が理由にかかわらず出生時の氏を維持することが法律上認められたのは、1970年代半ば以降のことであった⁽¹⁸⁾。なお、アメリカにおいて、婚姻後に女性が氏を夫の氏に変更することを法律上義務付ける規定を有していた最後の州はハワイ州である⁽¹⁹⁾。この規定は、ハワイ州巡回裁判所により同州憲法に定められた平等権に反し違憲であると判示された後に改正され、1976年1月1日以降は婚姻後の氏は、それぞれの配偶者が自己の氏、他方の配偶者の氏又は自己の氏の前若しくは後に他方の配偶者の氏をハイフンでつないだ氏から選択できることとされた⁽²⁰⁾。

現在の夫婦の氏に関する制度の例として、ニューヨーク州及びカリフォルニア州の州法によ

(14) 無作為に数字を組み合わせた携帯電話と固定電話の番号に自動音声応答で電話する RDS 法で対象者を抽出し、18 歳以上を対象に 2020 年 12 月 12 日に調査。有効回答は携帯電話 714 件、固定電話 351 件。

(15) 「毎日新聞世論調査 質問と回答」『毎日新聞』2020.12.13. この調査では、「夫婦がそれぞれ別の名字を名乗ることができる「選択的夫婦別姓」制度の導入に賛成ですか。」という質問項目もあり、「賛成」が49%、「反対」が24%、「どちらとも言えない」が27%であった。

(16) 20 歳から 59 歳までの男女 7,000 人を対象とするインターネットモニター調査（スクリーニング調査なし）。実施期間は令和2年10月22～26日。

(17) 「47 都道府県「選択的夫婦別姓」意識調査レポート」2020.11.24, p.4. 選択的夫婦別姓・全国陳情アクションウェブサイト <https://chinjyo-action.com/wp/wp-content/uploads/2020/12/47prefectures-survey-report_20201124-1.pdf> この調査について新聞等では、選択的夫婦別氏の導入に7割が賛成していると報じられた（「選択的夫婦別姓 賛成7割」『朝日新聞』2020.11.19等）。

(18) Melanie MacEacheron, “North American Women’s Marital Surname Change: Practices, Law, and Patrilineal Descent Reckoning,” *Evolutionary Psychological Science*, 2(2), 2016.6, p.151. 1970 年代前半まで、婚姻後の女性が出生時の氏を維持する権利は、（夫の氏への変更を法律で義務付けていたハワイ州などの一部の州を除いて）主に司法による慣習法の解釈が障害となり認められてこなかった（Roslyn Goodman Daum, “The Right of Married Women to Assert Their Own Surnames,” *University of Michigan Journal of Law Reform*, 8(1), 1974, p.67. <<https://repository.law.umich.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=2234&context=mjlr>>）。1970 年代以降、女性の高学歴化、初婚年齢の上昇などの社会状況の変化の中で、女性が出生時の氏を維持することが、社会的にも法的にも認められるようになっていった（Claudia Goldin and Maria Shim, “Making a Name: Women’s Surnames at Marriage and Beyond,” *Journal of Economic Perspectives*, 18(2), Spring 2004, pp.144-146. <https://scholar.harvard.edu/goldin/files/making_a_name_womens_surnames_at_marriage_and_beyond.pdf>）。

(19) ハワイ州法典（Hawaii Revised Statutes）第 574-1 条

(20) Patricia J. Gorence, “Women’s Name Rights,” *Marquette Law Review*, 59(4), 1976, p.885. <<http://scholarship.law.marquette.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=2239&context=mulr>>; Act 114, SLH 1975 (H.B. No.944)

る制度を概説する⁽²¹⁾。ニューヨーク州では、婚姻後に夫婦のいずれかが氏を変更することは、必ずしも必要ではない⁽²²⁾。婚姻時に氏の変更を希望する場合、変更を希望する一方又は双方の配偶者は、婚姻許可証の発行を申請する際に、①他方の配偶者の婚姻時の氏、②自己又は他方の配偶者が過去に保持していたことのある氏、③それぞれの配偶者の婚姻時の氏又は過去に保持していたことのある氏の全部又は一部を1つの氏となるようにつなげた氏 (a name combining into a single surname)、④それぞれの配偶者の婚姻時の氏又は過去に保持していたことのある氏から成る、ハイフン又はスペースで区切られた複合氏 (a combination name separated by a hyphen or space) のいずれかに氏を変更することを選択することができる⁽²³⁾。また、婚姻時に希望する場合には、氏の変更の有無にかかわらず、一方又は双方の配偶者はミドルネーム⁽²⁴⁾を変更することができる⁽²⁵⁾。

カリフォルニア州においても、婚姻により氏を変更する必要はなく、氏を変更することを選択した場合にのみ氏を変更される⁽²⁶⁾。婚姻時に変更を希望する場合に、氏を変更する者（一方又は双方の配偶者）が取得することができる氏は、①他方の配偶者の現在の氏、②自己又は他方の配偶者の出生時の氏、③それぞれの配偶者の現在の氏又は出生時の氏の全部又は一部を1つの氏となるようにつなげた氏 (A name combining into a single last name)、④氏の組合せ (combination of last names) のいずれかである⁽²⁷⁾。また、婚姻時に希望する場合には、氏の変更の有無にかかわらず、一方又は双方の配偶者はミドルネームを変更することもできる⁽²⁸⁾。

(2) 夫婦の氏に関する調査等

婚姻後の女性の氏についてニューヨーク・タイムズ社が2015年に実施した調査⁽²⁹⁾によると、婚姻後に自己の氏を配偶者の氏に変更した女性は73.3%、自己の氏を維持した（女性の氏を夫婦の共通の氏とした場合を含む。）女性は15.9%であり、2000年代以降に婚姻した女性では自己の氏を維持した者の割合がより高くなっている⁽³⁰⁾（表3）。また、同社が社会保障局（United States Social Security Administration）から入手したセンサスの情報からは、2010年から2013年

(21) なお、ニューヨーク州やカリフォルニア州では、婚姻（離婚）による場合以外の氏の変更も認められている。これらの州では、未成年者や受刑者である場合を除いて、法的な手続を経なくとも自らが希望する氏名を名乗ることが認められているが、公的な文書などで新しい氏名を用いるためには、ほとんどの場合、裁判所で手続を受けている必要がある（“Name Change.” NY Courts.gov Website <<https://www.nycourts.gov/courthelp/NameChange/>>; “FAQs: Can I just change my name by using my new name (by the “usage method”), without going to court?” California Courts Website <<https://www.courts.ca.gov/1054.htm>>）。

(22) ニューヨーク州統合法（Consolidated Laws of New York, Domestic Relations）第15条第1項(b)(2)

(23) ニューヨーク州統合法第15条第1項(b)(3)

(24) 欧米の人名で、ファーストネームとファミリーネームの間にある名（松村明・三省堂編修所編『大辞林 第3版』三省堂、2006、p.2448）。

(25) 変更可能なミドルネームは、①氏を変更することを選択した配偶者の婚姻時の氏、②氏を変更することを選択した配偶者の過去に保持していたことのある氏、③他方の配偶者の氏のいずれかである（ニューヨーク州統合法第15条第1項(b)(4)）。

(26) Family Code 第306.5条(a)

(27) Family Code 第306.5条(b)(1)及び(2)

(28) 変更可能なミドルネームは、①他方の配偶者の現在の氏、②自己又は他方の配偶者の出生時の氏、③自己又は他方の配偶者の現在のミドルネームと現在の氏の組合せ（A combination of the current middle name and the current last name）、④自己又は他方の配偶者の現在のミドルネームと出生時の氏の組み合わせ、のいずれかである（Family Code 第306.5条(b)(3)）。

(29) Google サーベイを用いて実施されたインターネット調査であり、対象者は全米の女性1,356人。

(30) “About the Maiden-Name Analysis,” *New York Times*, 2015.6.27. <<https://www.nytimes.com/2015/06/28/upshot/about-the-maiden-name-analysis.html>>; “NYT Upshot Maiden Names 2,” 2015.6. Google Surveys Website <<https://surveys.google.com/reporting/survey?hl=ja&survey=tpjh7dfv56ff2>>

までに婚姻した女性のうち、73.5%が氏を変更していた（複合氏などに変更した場合を含む。）ことが分かったとのことである⁽³¹⁾。

その他の調査として、2011年にThe Knot.com（結婚情報サイト）が新たに婚姻した女性19,000人を対象として実施した調査では、86%が夫の氏に変更し、8%が自己の氏を維持していた⁽³²⁾。

表3 婚姻年代ごとの女性の氏の選択（2015年ニューヨーク・タイムズ社調査）

婚姻年代	婚姻したとき、あなたは氏についてどのような選択をしましたか What did you do with your last name when you married your first (or only) spouse?			
	配偶者の氏に変更した Changed your last name to your spouse's	自己の氏を維持した Kept your last name	自己の氏をハイフンでつないだ Hyphenated your last name	その他 Other
1990年代	72.7%	15.3%	8.7%	3.3%
2000年代	69.1%	19.6%	6.2%	5.1%
2010年代	68.5%	22.6%	5.3%	3.6%
全年代 ^(注2)	73.3%	15.9%	5.7%	5.2%

(注1) Google サーベイを用いて実施されたインターネット調査であり、対象者は全米の女性1,356人。

(注2) 1990年代より前に婚姻した者を含む。

(出典) “About the Maiden-Name Analysis,” *New York Times*, 2015.6.27. <<https://www.nytimes.com/2015/06/28/upshot/about-the-maiden-name-analysis.html>>; “NYT Upshot Maiden Names 2,” 2015.6. Google Surveys Website <<https://surveys.google.com/reporting/survey?hl=ja&survey=tpjh7dfv56ff2>> を基に筆者作成。

夫婦の氏に関する意識調査としては、インディアナ大学のプロジェクトにより2006年に実施された調査がある⁽³³⁾。この調査によると、婚姻後の女性の氏に関する考え方として、「一般的に、女性は婚姻したときに氏を夫の氏に変更した方が良い（It is generally better if a woman changes her last name to her husband's name when she marries.）」という意見に賛成する回答が72.3%、反対する回答が27.7%であった⁽³⁴⁾。また、州法で婚姻時に女性の氏を夫の氏に変更することを義務付けることに賛成する回答が49.9%、反対する回答が50.2%であった⁽³⁵⁾。

アメリカにおいても、慣習的な夫婦同氏規範があり、それに対しジェンダー平等の観点から批判的な研究も蓄積されているとされる⁽³⁶⁾。加えて、妻が自己の氏を保持した夫婦であっても子に父親の氏を継がせている割合が高いことが指摘されており⁽³⁷⁾、そのような慣習を分析

(31) “About the Maiden-Name Analysis,” *ibid.*

(32) Chloe Angyal, “More Women Are Taking Their Husbands' Last Names,” 2013.2.11. The CUT Website <<https://www.thecut.com/2013/02/more-women-are-taking-husbands-names-sort-of.html>> 残りの6%は氏をハイフンでつなぐなどしたものと考えられるとされている。

(33) Constructing the Family Survey (CFS). インディアナ州の成人331人及び全米の成人484人を対象とする電話調査であり、ブライアン・パウエル（Brian Powell）教授により実施された（“Constructing the Family II.” Indiana University Website <https://sisr.indiana.edu/srp/project/2005-2006_constructing-the-family-ii.html>）。

(34) Laura Hamilton et al., “Marital Name Change as a Window into Gender Attitudes,” *Gender and Society*, 25(2), 2011.4, pp.149, 156-157. 「強く賛成」が33.7%、「どちらかといえば賛成」が38.6%、「どちらかといえば反対」が15.9%、「強く反対」が11.8%であった。

(35) *ibid.*, p.157. 州法で婚姻時に女性の氏を夫の氏に変更することを義務付けることに、「強く賛成」が22.3%、「どちらかといえば賛成」が27.6%、「どちらかといえば反対」が21.1%、「強く反対」が29.1%であった。値の合計が100%にならないが、これは端数処理によるものであると考えられる。

(36) 阪井裕一郎「「姓の選択」を語る視座—夫婦別姓をめぐる対立軸の明確化を通じて—」『哲學』125号, 2011.3, pp.118-119.

(37) 2002年の論文であるが、婚姻後に出生時の氏を保持した女性（氏を出生時の氏と配偶者の氏をハイフンでつないだ氏としている場合及び出生時の氏をミドルネームとしている場合を含む。）の約90%が子に父親の氏を与えていることが指摘されている（David R. Johnson and Laurie K. Scheuble, “What should we call our kids? Choosing children's surnames when parents' last names differ,” *Social Science Journal*, 39(3), 2002, pp.419-420）。

し、批判する論考もある⁽³⁸⁾。

2 カナダ

(1) 夫婦の氏に関する制度

カナダでは、氏に関する制度は州法で定められているが、ケベック州以外の全ての州・地域で、婚姻時に氏を変更する必要はないこと、また、法的な氏名変更手続を経ずに他方の配偶者の氏を自己の氏とすることができることが法律上明示されている⁽³⁹⁾。

例えば、ブリティッシュ・コロンビア州で氏名の変更について規定している氏名法⁽⁴⁰⁾は、婚姻後は、①婚姻の直前に有していた氏、②出生又は養子縁組により有していた氏、③他方の配偶者の氏のいずれかの氏を自己の氏とできることを定めている⁽⁴¹⁾。なお、同法は、これとは別に、成年に達していること等の要件を満たしている場合に、同法に定められた手続の下で氏名を変更できることを規定している⁽⁴²⁾。その規定によって、氏の変更の申請（手数料の納付が必要）を行うことで、例えば双方の配偶者の氏をハイフンでつなぐなどした氏に変更することも可能である⁽⁴³⁾。この方法により氏に変更された場合には、氏名変更証明書が発行され、その際には、氏を変更した者の変更前後の氏名、生年月日、居住自治体名及び氏名変更証明書の発行年月日が公表される⁽⁴⁴⁾。

ケベック州では、民法上⁽⁴⁵⁾、個人は、出生証明書に記載された氏と名前を用いることとされている⁽⁴⁶⁾。1981年以前は、婚姻後の女性は、婚姻前の氏、夫の氏又はそれらの複合氏を自己の氏とすることとされていたが⁽⁴⁷⁾、現行民法では、「婚姻の際、双方の配偶者はそれぞれの氏名を維持し、それらの氏名で公民権を行使する」と定められており⁽⁴⁸⁾、婚姻による氏の変更は規定されていない。なお、子は、父母の選択により、父母の氏を構成する2つ以下の氏から構成される氏を取得する（子の氏は、父の氏、母の氏又は父母双方の氏から作られた複合氏となるが、父母は子に3つ以上の氏から成る複合氏を与えることはできない。）⁽⁴⁹⁾。

(2) 夫婦の氏に関する調査等

ケベック州を除くカナダでは、婚姻した女性は氏を夫の氏に変更するのが慣習であるという指摘がある⁽⁵⁰⁾。

(38) Colleen Nugent, "Children's Surnames, Moral Dilemmas: Accounting for the Predominance of Fathers' Surnames for Children," *Gender and Society*, 24(4), 2010.8, pp.499-525.

(39) MacEacheron, *op.cit.*(18)

(40) Name Act (RSBC 1996, c.328)

(41) 氏名法第3条

(42) 氏名法第4条及び第7条

(43) Tom Fletcher, "Married names policy discriminates against women, B.C. MLA says," 2019.3.7. Abbotsford News Website <<https://www.abbynews.com/news/married-names-policy-discriminates-against-women-b-c-mla-says/>>; "Woman urges B.C. to stop charging newlyweds for hyphenating surnames," 2017.9.27. CTV News Website <<https://www.ctvnews.ca/canada/woman-urges-b-c-to-stop-charging-newlyweds-for-hyphenating-surnames-1.3608111>>

(44) 氏名法第11条及び第12条

(45) Civil Code of Québec (SQ 1991, c.64)

(46) 民法第50条

(47) 南野聡「諸外国における氏制度の調査結果について」『戸籍』584号, 1991.12, p.27.

(48) 民法第393条

(49) 民法第51条

(50) MacEacheron, *op.cit.*(18), p.149. 婚姻による氏の変更の方法について、例えば、ブリティッシュ・コロンビア州政府の説明では、(婚姻後は法的な氏の変更手続を完了することなく他方の配偶者の氏を自己の氏として称するこ

新婦の氏の変更手続を支援するオンラインサービスである「I'm a Mrs.」が2009年に実施した調査では、82%の新婦が婚姻から2年以内に氏を変更していた⁽⁵¹⁾。

カナダにおける夫婦の氏についての考え方に関して、マクリーンズ (Maclean's) 誌 (カナダの月刊誌) が2017年に実施した意識調査⁽⁵²⁾がある。この調査によると、婚姻後の氏について、それぞれの配偶者が自己の氏を維持するのがよいと回答した人の割合は、1945年より前に生まれた世代では22%、ベビーブーム世代 (1945～1965年に生まれた世代) では46%、X世代 (1966～1980年に生まれた世代) では37%、ミレニアル世代 (1981年以降に生まれた世代) では33%であり、一方の配偶者が他方の配偶者の氏に変更するのがよいと回答した人の割合は、1945年より前に生まれた世代では74%、ベビーブーム世代では43%、X世代では50%、ミレニアル世代では55%であった⁽⁵³⁾ (表4)。また、共有する氏について、「男性の氏か女性の氏か」を尋ねたところ、ほとんど全員 (99%) が夫の氏であるべきだと回答したとのことである⁽⁵⁴⁾。この調査結果を紹介する記事は、若い世代 (ミレニアル世代及びX世代) の伝統 (的な価値観) への回帰を指摘している⁽⁵⁵⁾。

表4 出生年代ごとの婚姻後の氏についての意識 (2017年マクリーンズ調査)

質問	カップルが婚姻するとき、次のうちの選択を支持しますか。 When a couple marries, which option do you support?		
回答	一方の配偶者が他方の配偶者の氏に変更する One person takes the other's surname	双方の配偶者の氏をハイフンでつなぐ Hyphenate their surnames	それぞれの配偶者が自己の氏を維持する Each keeps their own surname
1945年より前に生まれた世代	74%	4%	22%
ベビーブーム世代 (1945～1965年に生まれた世代)	43%	10%	46%
X世代 (1966～1980年に生まれた世代)	50%	13%	37%
ミレニアル世代 (1981年以降に生まれた世代)	55%	12%	33%

(注) 調査は、50万人以上の中から抽出した18歳以上のカナダ人1,515人を対象として、2017年4月4～5日にオンラインで実施された。端数処理により合計が100%とならない場合がある。

(出典) “The Canada Project.” Maclean's Website <<https://www.macleans.ca/the-canada-project-24-facts/#marriage>> を基に筆者作成。

とができるが) 運転免許証や社会保険番号等に記載されている氏の変更は、各当局に身分証明書及び婚姻証明書を提示することで可能であるとされている (“Legal Change of Name Application.” British Columbia Website <<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/life-events/legal-changes-of-name/legal-change-of-name-application>>)。

(51) Jackie Middleton, “Is changing your surname after marriage right for you?” 2012.3.26. Canadian Living Website <<https://www.canadianliving.com/life-and-relationships/weddings/article/is-changing-your-surname-after-marriage-right-for-you>>; Natalie Stechyson, “People Think Men Whose Wives Keep Their Last Names Are Less Masculine ...Really?” 2017.11.23 (Updated 2017.11.24). HUFFPOST Website <https://www.huffingtonpost.ca/2017/11/23/married-men-surname_a_23286478/>

(52) 50万人以上の中から抽出した18歳以上のカナダ人1,515人を対象として、2017年4月4～5日にオンラインで実施された (“The Canada Project.” Maclean's Website <<https://www.macleans.ca/the-canada-project-24-facts/#marriage>>)。

(53) *ibid.*

(54) Anne Kingston, “In return to tradition, more young women taking husband's names,” 2017.6.7. Maclean's Website <<https://www.macleans.ca/society/in-return-to-tradition-more-young-women-taking-husbands-names/>>

(55) *ibid.* なお、同記事では、若い世代で氏を共有すべきであるという考え方が半数を超えた理由には解釈の余地があり、氏を共有することが婚姻関係の継続の支えになるという考え方が広がっている可能性や、同棲率の上昇及び婚姻率の低下が見られる情勢の中で、婚姻を選択する人はより伝統的な価値観を有している人である可能性などが考えられる、とされている。

3 イギリス

(1) 夫婦の氏に関する制度

イギリスにおいて、氏は、夫婦ともに不当な目的のない限り自由に選択できるのが原則であり、夫婦別氏も同氏もあり得る。子の氏についても父母の協議により自由に決定できる⁽⁵⁶⁾。なお、子の氏は父母の双方とも異なる氏とすることも可能である⁽⁵⁷⁾。

イギリス政府の説明によれば、イギリス（イングランド、ウェールズ及び北アイルランド⁽⁵⁸⁾）においては、氏を変更し新しい氏を使い始めるために法的手続を経る必要はない。パスポートや運転免許証のような公的書類に変更を反映したい場合には deed poll（平型捺印証書）⁽⁵⁹⁾を提出することが必要となるが、変更が婚姻を理由とする他方の配偶者の氏の取得であるときは、deed poll は不要であり、婚姻証明書を各当局に提出して手続を行う⁽⁶⁰⁾。

(2) 夫婦の氏に関する調査等

2014 年 11 月の BBC ニュース⁽⁶¹⁾の記事は、イギリスにおいては自己をどのように呼称するかは原則として自由であり、正確な状況を把握することは困難であることを指摘しつつ、婚姻後の女性のおおよそ 3 分の 2 から 4 分の 3 が夫の氏を用いて文書の署名や自己紹介をしていると伝えている⁽⁶²⁾。

その後の、2016 年に実施された全国的な調査では、婚姻した女性の 89% が自己の氏に代えて夫の氏を用いていた⁽⁶³⁾。世代別では、55 歳以上の世代のカップルでは 97% が夫の氏を用いていたが、若い世代（18 歳から 34 歳まで）のカップルでは 72% が夫の氏を用いており、この世代の男性のうち 10 人に 1 人は妻の氏を用いていた。また、調査対象者の 11% が二重氏⁽⁶⁴⁾（double-barrelled）を用いていた⁽⁶⁵⁾。

(56) 衆議院調査局法務調査室『夫婦の氏—検討のための基礎的資料—』2010, p.21; 木村三男監修, 篠崎哲夫ほか編著『涉外戸籍のための各国法律と要件Ⅱ 全訂新版』日本加除出版, 2016, pp.13-14. 床谷文雄奈良大学文学部教授によれば、イギリスなどの英米法系諸国では、慣習法的に氏名について使用・変更の自由が認められている（床谷文雄「別姓裁判と夫婦の姓に関する海外の動向」『人権と部落問題』73(4), 2021.4, p.10）。

(57) “Your child’s legal name.” East Riding of Yorkshire Council Website <<https://www.eastriding.gov.uk/living/births/your-childs-legal-name/>>; “What are the rules on giving babies surnames?” 2017.3.28. BBC News Website <<https://www.bbc.com/news/world-us-canada-39417074>>

(58) スコットランドでは、氏名の変更に関して異なるルールが定められている（“Recording Changes of Forename(s) and Surname(s) in Scotland.” National Records of Scotland Website <<https://www.nrscotland.gov.uk/registration/recording-change-of-forename-and-surname-in-scotland>>）。

(59) 当事者の一方により作成され、一方のみを拘束する証書（Bryan A. Garner et al., eds., *Black’s law dictionary*, Eleventh edition, St. Paul, Minnesota: Thomson Reuters, 2019, p.521）。

(60) “Change your name by deed poll.” Gov.UK Website <<https://www.gov.uk/change-name-deed-poll>> シビル・パートナーシップを理由とする氏の変更も婚姻と同様に扱われる。

(61) 英国放送協会（British Broadcasting Corporation）が運営するウェブサイト。

(62) “Why should women change their names on getting married?” 2014.11.1. BBC News Website <<https://www.bbc.com/news/magazine-29804450>>

(63) Simon Duncan et al., “Understanding Tradition: Marital Name Change in Britain and Norway,” *Sociological Research Online*, 25(3), 2020.9, p.1. <<https://uwe-repository.worktribe.com/preview/4538571/Understanding%20tradition%20de-anon.pdf>> 2016 年 12 月 29 日から 2017 年 1 月 3 日までの期間にロンドン・ミント・オフィス（London Mint Office 記念硬貨の販売企業）により実施された調査。回答者数は 2,003 人。この調査結果のデータは公表されていないが、サイモン・ダンカン（Simon Duncan）ブラッドフォード大学名誉教授らに対して開示された（*idem*, p.22）。

(64) 前掲注(3)参照。

(65) ロンドン・ミント・オフィスによる調査の結果について報じたデイリー・テレグラフ（Daily Telegraph）紙などの記事による（“A very modern marriage as one in 10 men now takes his wife’s surname,” *Daily Telegraph* (London), 2017.11.1; “Changing wedding traditions revealed as Queen and Philip approach anniversary,” 2017.11.1. Express & Star Website <<https://www.expressandstar.com/news/uk-news/2017/11/01/changing-wedding-traditions-revealed-as-queen-and-philip-approach-anniversary/>>）。

婚姻後の氏をどう考えるのかについての 2016 年の意識調査⁽⁶⁶⁾によると、婚姻後の氏について、他方の配偶者に自分の氏に変更してほしいと回答した者は男性の 61%、女性の 2%、自分が他方の配偶者の氏に変更したいと回答した者は男性の 1%、女性の 59% であり、双方の配偶者が婚姻前の氏を継続すること（別氏）を望むと回答した者は男性の 12%、女性の 14% であった（表 5）⁽⁶⁷⁾。また、夫婦別氏を望むと回答した者に子の氏に関する意向を尋ねたところ、双方の配偶者の氏を組み合わせたいと回答した者が男性の 38%、女性の 44%（全体の 42%）、自分の氏としたいと回答した者が男性の 32%、女性の 18%（全体の 24%）、他方の配偶者の氏としたいと回答した者が男性の 12%、女性の 21%（全体の 17%）であった。そのほか、全く新しい氏としたいと回答した者が男性の 1%、女性の 2%（全体の 1%）、分からないと回答した者が男性の 17%、女性の 15%（全体の 16%）であった⁽⁶⁸⁾。

表 5 婚姻後の氏に関する意識調査（2016 年 YouGov 調査）

質問	婚姻後の氏について、次の選択肢のうち最も好ましいものはどれか Which, of the following would be your preferred choice for a surname upon marriage?					
回答	他方の配偶者が自分の氏に変更する My spouse to take my surname	自分が他方の配偶者の氏に変更する To take my spouse's surname	双方の配偶者が婚姻前の氏を維持する My spouse and I to keep our original surnames	双方の配偶者の氏を組み合わせ用いる My spouse and I to combine surnames	双方の配偶者が、共にどちらの氏とも異なる全く新しい氏を用いる My spouse and I to take a new, completely different surname	分からない Don't know
男性	61%	1%	12%	5%	2%	19%
女性	2%	59%	14%	12%	2%	11%
全体	31%	31%	13%	8%	2%	15%

（注）1,581 人の成人を対象として、YouGov が 2016 年 9 月 11 ～ 12 日に実施した調査である。

（出典）“YouGov Survey Results,” 2016. <https://d25d2506sfb94s.cloudfront.net/cumulus_uploads/document/8jcokpgzqg/InternalResults_160912_NameswithRela_AgeGenderBreak_W.pdf> を基に筆者作成。

4 ドイツ

(1) 夫婦の氏に関する制度

家族の氏については、民法典⁽⁶⁹⁾に規定されている。かつては、婚姻により妻は夫の氏を取得し、それを称することとされていたが、1957 年に、婚姻により自己の氏を夫の氏に変更した妻が、自己の婚姻前の氏を夫の氏に付加して用いることが認められ、1976 年には、夫婦は合意により夫の氏又は妻の氏のいずれかを共通の氏とすることができるようになった（合意がない場合は夫の氏が共通の氏になることとされていた。また、自己の氏を共通の氏としなかった一方の配偶者は、自己の氏を共通の氏に前置して用いることが認められた。）⁽⁷⁰⁾。その後の

(66) 1,581 人の成人を対象として、YouGov（データの収集と分析を専門とする国際的な会社）が 2016 年 9 月 11 ～ 12 日に実施した調査。

(67) Matthew Smith, “Taking a new husband’s surname is still popular with younger women,” 2016.9.14. YouGov Website <<https://yougov.co.uk/topics/lifestyle/articles-reports/2016/09/13/six-ten-women-would-like-take-their-spouses->>; “YouGov Survey Results,” 2016. <https://d25d2506sfb94s.cloudfront.net/cumulus_uploads/document/8jcokpgzqg/InternalResults_160912_NameswithRela_AgeGenderBreak_W.pdf>

(68) “YouGov Survey Results,” *ibid.*

(69) Bürgerliches Gesetzbuch (BGB)

(70) 二宮編 前掲注(5), p.178; 富田哲『夫婦別姓の法的変遷—ドイツにおける立法化—』（福島大学叢書学術研究書

1994年には、夫婦が共通の氏を決定せずにそれぞれの配偶者が出生による氏を維持すること（夫婦別氏）が認められた⁽⁷¹⁾。

現行法⁽⁷²⁾では、原則として夫婦はいずれかの配偶者の氏を選択して共通の氏（婚氏（Ehename））を決定するが、共通の氏を決定しないときは、それぞれの婚姻前の氏を婚姻後も維持する（別氏となる）こととされている。一方の配偶者の氏を婚氏とした場合、他方の配偶者は、婚氏の前又は後に、自己の出生による氏又は婚氏の決定時の氏を付加すること⁽⁷³⁾ができる（二重氏（Doppelname））⁽⁷⁴⁾。ただし、婚氏が複数の氏から構成されている場合には、氏を付加することはできず、また、氏を付加しようとする者の氏が複数の氏で構成されている場合は、そのうちの1つのみを付加することができる⁽⁷⁵⁾。

なお、子は出生による氏として父母の婚氏を取得するが、父母に婚氏がないとき（別氏のと き）には、父母は、子の出生による氏として父又は母の氏を指定する。このときの指定は、当該父母にその後生まれる子についても適用される⁽⁷⁶⁾。

(2) 夫婦の氏に関する調査等

ドイツ語協会（Gesellschaft für deutsche Sprache: GfdS）がドイツにおける夫婦の氏について調査を行ったことがある⁽⁷⁷⁾。同協会のプレスリリースによると、2016年に婚姻した夫婦では、その約4分の3で夫の氏が婚氏とされており⁽⁷⁸⁾、その割合は1976年（98%）と比較して低下していた。妻の氏を婚氏とする夫婦の割合は6%であった。また、婚姻時に配偶者の一方が二重氏となる選択をした夫婦の割合は8%であり、二重氏になった者のうち男性の割合は12%であった⁽⁷⁹⁾。

また、この調査の結果によれば、婚氏を決定せず夫婦のそれぞれが出生による氏を維持した夫婦別氏の割合は増加しており、1996年に婚姻した夫婦では8.8%、2006年に婚姻した夫婦で

シリーズ 7) 八朔社, 1998, pp.17-19, 24-29; Deborah Goldschmidt et al., "Identifying Couples in Administrative Data," *FDZ-Methodenreport*, 9/2014, 2014, pp.4-5. <http://doku.iab.de/fdz/reporte/2014/MR_09-14_EN.pdf>

(71) 富田 同上, pp.227-231; Goldschmidt et al., *ibid.*, p.5. 1993年12月16日の「氏の新たな規制に関する法律（氏に関する改正法）（Gesetz zur Neuordnung des Familiennamensrechts (FamNamRG) (BGBl. I 1993 S. 2054)）」による改正（1994年4月1日施行）。

(72) 1994年の改正以降もドイツ民法典の婚姻後の氏に関する規定（同法典第1355条）は数度にわたって改正されている。ただし、夫婦別氏が認められて以降は、婚姻後の夫婦の氏の選択の在り方を大きく変えるような改正はなされていない。

(73) ハイフンを用いずに氏を付加することはできないと判断した裁判所の決定がある（Goldschmidt et al., *op.cit.*(70), p.8）。

(74) 民法典第1355条第1項から第4項まで。"Name Declaration for Spouses," 2021.3.16. German Missions in the United States Website <<https://www.germany.info/us-en/service/04-FamilyMatters/name-declaration-marriage/911866>> "Doppelname"という表現は、ドイツ国内の新聞記事等で用いられているものであり（例えば、"Ja-Wort mit Bindestrich: Der Doppelnamen-Effekt," *Aachener Zeitung*, 2021.2.20; "Von wegen nur Schall und Rauch...", *Kölner Express*, 2021.5.16）、民法典には"Doppelname"の語は用いられていない。

(75) 民法典第1355条第4項

(76) 民法典第1616条及び第1617条第1項。子の氏については、泉眞樹子「ドイツ民法典における家族法—親子関係の変化を中心に—」『外国の立法』No.285, 2020.9, pp.36, 51-53. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11538862_po_02850002.pdf?contentNo=1> に説明されている。

(77) Gesellschaft für deutsche Sprache, "Familiennamen bei der Heirat und Vornamenprognose 2018," 2018.12.19. GfdS Website <<https://gfdS.de/familiennamen-bei-der-heirat-und-vornamenprognose-2018/#>> ドイツ国内の174の婚姻登記所から提供を受けた、1976年、1986年、1996年、2006年及び2016年の各年約2万件ずつの婚姻に関する情報を基にした調査。

(78) 同調査に言及する新聞記事によると、夫の氏を婚氏とする決定以外の選択をした夫婦は27%である（"Ja-Wort mit Bindestrich: Der Doppelnamen-Effekt," *op.cit.*(74)）。

(79) Gesellschaft für deutsche Sprache, *op.cit.*(77)

は 11.5%、2016 年に婚姻した夫婦では 13.5% が別氏を選択した⁽⁸⁰⁾。

そのほか、2014 年 9 月に公表されたドイツ労働市場・職業研究所⁽⁸¹⁾の報告書においては、女性の大多数（vast majority）は自己の氏を夫の氏に変更するか、二重氏の一部として夫の氏を取得していること、また、都市レベルの婚姻登記所の報告などから推測すると、新たに婚姻したカップルの 85～90% は婚氏を用いていると考えられること（夫の氏を婚氏とした場合、妻の氏を婚氏とした場合の双方を含む。）が指摘された⁽⁸²⁾。

5 フランス

(1) 夫婦の氏に関する制度

フランス法には婚姻による氏の変更に関する規定はなく、法律上、婚姻により氏が変わることとはない。一方で、日常生活上は一方の配偶者が他方の配偶者の氏を称することもあり、このような氏は「使用上の氏（nom d'usage）」と呼ばれる⁽⁸³⁾。使用上の氏の形態には、①自己の氏（出生による氏）に代えて他方の配偶者の氏を称する形と、②自己の氏に他方の配偶者の氏を付加して称する形がある⁽⁸⁴⁾。

使用上の氏は、2013 年の民法典改正までは慣習によるものとされ、妻は、使用上の氏を称する場合には、上記の①②いずれの形態でも称することができるのに対し、夫は、②の形態（自己の氏に妻の氏を付加して使用する形）でのみ使用上の氏を称することができるとされていた⁽⁸⁵⁾。2013 年の改正（「同性両当事者に婚姻を解放する 2013 年 5 月 17 日の法律第 2013-404 号」による改正）後の民法典は、「婚姻当事者はそれぞれ、便宜のために、配偶者の氏を本来の氏に代え、又は本来の氏に任意の順で追加して使用することができる」（同法典第 225-1 条）と規定し、使用上の氏を法制化するとともに、夫婦がそれぞれ、自己の氏に代えて他方の配偶者の氏を使用すること又は自己の氏に他方の配偶者の氏を付加して使用することを認めた⁽⁸⁶⁾。

なお、フランスにおいて嫡出子の氏は、①父の氏、②母の氏、③父母のそれぞれにつき 1 つの氏を限度として父母によって選択された順序で並べた氏から父母が選択する⁽⁸⁷⁾。

(80) ディー・ツァイト（Die Zeit）紙のインターネット上の記事（“Studie der GfS: Bei der Wahl des Nachnamens wird Tradition groß geschrieben,” 2019.3.30. ZEIT Online Website <https://www.zeit.de/news/2019-03/30/bei-der-wahl-des-nachnamens-wird-tradition-gross-geschrieben-190330-99-607623?utm_referrer=https%3A%2F%2Fwww.google.com%2F>）で報じられた内容による。

(81) Institut für Arbeitsmarkt- und Berufsforschung (IAB). ドイツ連邦雇用庁附属の公共研究機関（「ドイツ労働市場・職業研究所（IAB）の概要」2010.7. 独立行政法人労働政策研究・研修機構ウェブサイト <https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2010_7/german_02-1.html>）

(82) Goldschmidt et al., *op.cit.*(70), p.5.

(83) 服部有希「同性両当事者に婚姻を解放する 2013 年 5 月 17 日の法律第 2013-404 号」『外国の立法』No.258, 2013.12, p.32. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8382749_po_02580004.pdf?contentNo=1>

(84) 田中通裕「フランス法における氏について」中川淳先生古稀祝賀論集刊行会編『新世紀へ向かう家族法—中川淳先生古稀祝賀論集—』日本加除出版, 1998, p.97. 使用上の氏の位置付けは、補助的、付加的な呼称にすぎず、「借りものの氏」とも表現される（同, p.96）。また、2013 年の法制化以前の資料であるが、夫の氏を使用している妻について、公正証書や判決文などの中で指示する際には、妻の生来の氏が用いられることが指摘されている（中村絃一・色川豪一「フランス法研究（6）フランスにおける子の氏—氏（nom de famille）に関する 2002 年 3 月 4 日の法律第 304 号、氏の付与に関する 2003 年 6 月 18 日の法律第 516 号—」『比較法学』38(2), 2005, p.287）。

(85) 田中 同上; 石井智弥「フランス民法における氏の位置づけ」『茨城大学人文学部紀要 社会科学論集』62 号, 2016.9, pp.8-9.

(86) 服部 前掲注(83); 二宮編 前掲注(5), p.180; 石井 同上, p.9.

(87) 第 311 条の 21 第 1 項。なお、2002 年までは、嫡出子がいかなる氏を称するかについての明文規定は存在せず、慣習法に基づき父の氏を受け継ぐとされていた（田中通裕「注釈・フランス家族法（11）」『法と政治』64(3), 2013.11, p.403）。

(2) 夫婦の氏に関する調査等

1995年のユーロバロメーター (Eurobarometer)⁽⁸⁸⁾の調査 (18歳以上の既婚の男女を対象)⁽⁸⁹⁾では、既婚のフランス人女性が用いる氏は、「当該女性の夫の氏」が91%、「双方の氏 (当該女性の氏に夫の氏を付加した氏)」が7%、「当該女性自身の氏」が2%であった⁽⁹⁰⁾。フランスにおける婚姻後の氏に関する2017年の論文は、この調査に言及し、近年の婚姻後の氏について統計は見当たらないが、インタビュー調査で得られた回答は、依然として多くの場合に婚姻後の女性が夫の氏を使用していることを示唆していると指摘した⁽⁹¹⁾。

6 フィンランド

(1) 夫婦の氏に関する制度

(i) 夫婦の氏に関する制度の概要

1930年から1985年までの間は、婚姻後は女性が氏を変更することが義務付けられていた⁽⁹²⁾。すなわち、婚姻した女性は、自己の氏を夫の氏に変更するか又は夫の氏を自己の氏の後にハイフンでつないで用いる必要があった。1985年成立の氏名法⁽⁹³⁾ (1986年1月1日施行。以下「旧法」という。)により男女の権利が平等となり、夫婦の氏は、いずれか一方の配偶者の婚姻前の氏を共通の氏とすること又は双方の配偶者が婚姻前の氏を維持する (別氏となる) こととなり、その上で、一方の配偶者の氏を共通の氏としたときには他方の配偶者が複合氏 (sukunimiyhdistelmä) となることが可能とされた⁽⁹⁴⁾。

2019年1月からは「名前及び名字法」 (以下「新法」という。)⁽⁹⁵⁾が施行されている⁽⁹⁶⁾。新法では、婚姻後の夫婦の氏は、自己の氏を維持する (別氏となる) ことが原則とされ、合意により一方の配偶者の氏 (この氏が複合氏である場合を含む。また、複合氏のうちの1つの氏を

⁽⁸⁸⁾ 欧州委員会 (European Commission) 等による世論調査 (“About Eurobarometer.” European Union Website <<https://europa.eu/eurobarometer/about/eurobarometer>>)

⁽⁸⁹⁾ 調査は、各国ごとに無作為に選出した市民を対象として個別面接により実施された。フランスについては、1995年10月23日～11月9日に1,007人を対象として調査が行われた (“Eurobarometer 44.0 October-November 1995 Basic English Questionnaire INRA (Europe),” p.29. gesis Website <<https://dbk.gesis.org/dbksearch/download.asp?id=6027>>).

⁽⁹⁰⁾ Marie-France Valetas, “The surname of married women in the European Union,” *Population et Sociétés*, No.367, 2001.4, pp.1-4. <<https://citeseerx.ist.psu.edu/viewdoc/download?doi=10.1.1.218.5543&rep=rep1&type=pdf>> この資料ではフランス、ドイツ、イギリス、オーストリアなど欧州の15か国の調査結果が紹介されている。

⁽⁹¹⁾ Caroline Vasseur-Bovar (Translated by Helen Tomlinson), “When taking a married name no longer goes without saying: the birth of reflexivity. France, twentieth-twenty-first centuries,” *Women, Gender, History*, No.45, 2017, p.179.

⁽⁹²⁾ 1930年以前は婚姻後の氏の変更は強制ではなく、地域・社会階層ごとに異なる慣行があったとされる。フィンランドにおいて夫の氏への変更の強制が実施されていた期間は60年未満であったが、女性が自己の氏を夫の氏に変更する慣習は、伝統的なものであるとみなされてきたとされる (Anna-Maija Castrén, “Becoming “Us”: Marital Name, Gender, and Agentive Work in Transition to Marriage,” *Journal of Marriage and Family*, 81(1), 2019.2, p.249. <<https://onlinelibrary.wiley.com/doi/epdf/10.1111/jomf.12519>>).

⁽⁹³⁾ nimilaki (9.8.1985/694)

⁽⁹⁴⁾ 木村三男監修、篠崎哲夫ほか編著『涉外戸籍のための各国法律と要件V 全訂新版』日本加除出版, 2017, p.478; Castrén, *op.cit.*⁽⁹²⁾

⁽⁹⁵⁾ Etu- ja sukunimilaki (19.12.2017/946) 同法の英訳版が公開されている (“Act on Forenames and Surnames.” Finlex Website <<https://www.finlex.fi/fi/laki/kaannokset/2017/en20170946.pdf>>). なお、フィンランド語版は以下を参照。“Etu- ja sukunimilaki.” *idem* <<https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2017/20170946>>

⁽⁹⁶⁾ “Changing society reflected in move to loosen Finland’s naming laws,” 2018.6.27 (Updated: 2018.12.26). YLE UUTISSET Website <https://yle.fi/uutiset/osasto/news/changing_society_reflected_in_move_to_loosen_finlands_naming_laws/10275314>; “Etu- ja sukunimilaki lyhyesti.” Kotimaisten kielten keskus Website <https://www.kotus.fi/kielitieto/nimisto/henkilonnimet/etu-ja_sukunimilaki_lyhyesti>

含む。)を夫婦の共通の氏にできること、また、共通の氏の合意をしなかった場合に、他方の配偶者の同意を得て、自己の氏と他方の配偶者の氏を組み合わせた複合氏を氏とできること⁽⁹⁷⁾が定められた⁽⁹⁸⁾。なお、複合氏は、3つ以上の氏を組み合わせることは認められていない⁽⁹⁹⁾。旧法と比較すると、新法では、双方の配偶者が共にそれぞれの氏を組み合わせた複合氏を氏とすることが可能になった。また、婚姻と関係する規定ではないが、一定の条件を満たせば新しい氏を作ることができるようになったことで、双方の配偶者が、それぞれの元の氏とは全く異なる氏となることもできるようになった⁽¹⁰⁰⁾(後述 (iii))。

(ii) 子の氏

旧法の下では、子は、父母が一方の氏を共通の氏としている場合にはその氏を取得し、別氏である場合には、一方の氏を選択することとされており、別氏の父母双方の氏をとって複合氏とすることはできなかった⁽¹⁰¹⁾。

新法の下では、父母が一方の氏を共通の氏としている場合(この氏が複合氏である場合を含む。)にはその氏を取得するが、父母が別氏である場合は、一方の氏を選択することのほか、父母の氏を組み合わせた複合氏を取得させることができる。ただし、父母が共通である兄弟姉妹がいる場合はその子と同じ氏となる⁽¹⁰²⁾。なお、別氏の親の一方又は双方が複合氏であるときは、その複合氏を取得させることのほか、複合氏のうちの1つの氏を他方の親の氏(この氏が複合氏である場合はそのうちの1つの氏)と組み合わせた複合氏を子に取得させることもできる⁽¹⁰³⁾。

(iii) フィンランドにおける氏の変更

新法第4条は、氏を、(婚姻とは関係なく、)現在フィンランド国内にない新しく作られた氏若しくは現在有している者がいる氏又はそれらを組み合わせた複合氏に変更することができることを定めている。

ただし、氏の変更が自由に認められているわけではなく、人口情報システム(väestötietojärjestelmään)に照らして現在有している者がいる氏⁽¹⁰⁴⁾に変更することは、新法第16条に掲げられている一定の要件を満たす場合にのみ可能である⁽¹⁰⁵⁾。新しい氏を作る場合には、氏として不適切であると判断される場合等では認められず、特別な事情のない限り、①形

⁽⁹⁷⁾ 自己の氏が複合氏である場合は、そのうちの1つの氏と他方の配偶者の氏を組み合わせる。また、他方の配偶者の氏が複合氏である場合は、そのうちの1つの氏を自己の氏と組み合わせる(新法第11条)。なお、組み合わせる氏はハイフンを使用してつなぐこと又はハイフンを使用せず別に並べることが可能である(同法第5条)。

⁽⁹⁸⁾ 新法第9条から第11条まで。なお、一方の配偶者により複合氏を構成する氏として用いられる氏は、他方の配偶者が婚姻後も維持している必要がある(同法第12条)。

⁽⁹⁹⁾ 新法第5条

⁽¹⁰⁰⁾ 岩竹美加子「結婚したら「新しい姓」を作れる? フィンランドから日本が学べること」『現代ビジネス』2019.11.30. <<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/68622?imp>>

⁽¹⁰¹⁾ Castrén, *op.cit.*(92)

⁽¹⁰²⁾ 新法第6条第1項から第4項まで

⁽¹⁰³⁾ 新法第7条

⁽¹⁰⁴⁾ 人口情報システムに登録されている氏は、デジタル住民登録センター(Digi- ja väestötietovirasto)のウェブサイト(“Name service.” Digi- ja väestötietovirasto (Digital and Population Data Services Agency) Website <<http://verkkopalvelu.vrk.fi/Nimipalvelu/default.asp?L=3>>)で検索することが可能である。

⁽¹⁰⁵⁾ 氏の変更を申請する者の祖先(5世代以内)がその氏を有していたことを証明した場合(第16条第1号)、5年以上関係が継続している事実婚パートナーの同意を得てその者の氏に変更する場合(同条第3号)など。

式、内容、綴りがフィンランドの慣習に合致していること、②広く知られた歴史上の家族名として確立された特定の氏でないこと、③明らかに名前に類似したものでないこと及び④2つ以上の別個の名称から構成されていないことを要する。また、全国的に知られている組織名や有名なアーティストの名称に変更することもできない⁽¹⁰⁶⁾。

(2) 夫婦の氏に関する調査等

男性の氏を夫婦の氏とすることは、ジェンダー平等が進んでいると考えられている北欧社会においても依然として広く行われていると指摘されている⁽¹⁰⁷⁾。

住民登録センター（Väestörekisterikeskus）⁽¹⁰⁸⁾による統計を紹介した文献⁽¹⁰⁹⁾によると、旧法下で2012年に婚姻した夫婦のうち、72.8%は夫の氏を共通の氏として選択しており、66.0%は妻が夫の氏のみを自己の氏としていた。別氏を選択した夫婦は25.6%であった（表6）。

表6 フィンランドにおいて2012年に婚姻した夫婦の氏を選択

共通の氏を用いる						双方の配偶者がそれぞれの氏を維持（夫婦別氏）
夫の氏を共通の氏として選択			妻の氏を共通の氏として選択			
	妻が、自己の氏を夫の氏に変更した	妻が複合氏を取得した		夫が、自己の氏を妻の氏に変更した	夫が複合氏を取得した	
72.8%	66.0%	6.8%	1.7%	1.6%	0.1%	
						25.6%

（注）住民登録センター（Väestörekisterikeskus）による統計に基づく。2012年の婚姻の届出数は33,312件であった。
（出典）Väestörekisterikeskus, “Suomalaisten sukunimivalinnat saapuneiden vihkimisilmoitusten perusteella: väestötietojärjestelmään rekisteröityjen vihkimisilmoitusten perusteella,” 2016.1.20. (Sofia Kotilainen, “Suomalaisen perheen yhteisen sukunimen lyhyt historia,” *Kasvatus ja aika*, 10(5), 2016, pp.42-43. <<https://jyx.jyu.fi/bitstream/handle/123456789/49103/1/a3kotilainen1403160951.pdf>> に引用) を基に筆者作成。

また、旧法下の夫婦の氏を選択の推移について住民登録センターの統計を基に分析した文献⁽¹¹⁰⁾によると、1986年に婚姻した夫婦では、男性の氏を夫婦の共通の氏とした夫婦は92.1%（女性が自己の氏を夫の氏に変更した夫婦は85.1%、女性が氏を複合氏とした夫婦は7.0%）、別氏を選択した夫婦は7.5%、女性の氏を夫婦の共通の氏とした夫婦は0.4%であった。2011年に婚姻した夫婦では、男性の氏を夫婦の共通の氏とし、女性が自己の氏を夫の氏に変更した夫婦

⁽¹⁰⁶⁾ 新法第17条から第20条まで。フィンランド国語センター（Kotimaisten Kielten Keskus）は、適切と考えられる新しい氏の提案として、約6,500のフィンランド語の氏と700のスウェーデン語の氏（いずれも地名を基にしたもの）をウェブサイトに掲載している（Sirkka Paikkala et al., “New surname proposals.” Kotimaisten Kielten Keskus (Institute for the Languages of Finland) Website <https://www.kotus.fi/en/publications/name_publications/new_surname_proposals>）。

⁽¹⁰⁷⁾ Castrén, *op.cit.*(92), p.248.

⁽¹⁰⁸⁾ 住民登録センターは2020年1月1日にデジタル住民登録センターに統合された（“Väestörekisterikeskus Ja Maistraatit Yhdistyvät Digi- Ja Väestötietovirastoksi 1.1.2020,” 2019.12.16. Digi- ja väestötietovirasto Website <<https://uutiskirjeet.dvv.fi/uutiset/suomi-fi-palvelut/vaestorekisterikeskus-ja-maistraatit-yhdistyvat-digi-ja-vaestotietovirastoksi-1.1.2020.html>>）。

⁽¹⁰⁹⁾ Sofia Kotilainen, “Suomalaisen perheen yhteisen sukunimen lyhyt historia,” *Kasvatus ja aika*, 10(1), 2016, pp.42-57. <<https://jyx.jyu.fi/bitstream/handle/123456789/49103/1/a3kotilainen1403160951.pdf>>

⁽¹¹⁰⁾ Sirkka Paikkala, “Puolison nimi vai oma nimi?” *Kielikello*, 1/2012, 2012. <<https://www.kielikello.fi/-/puolison-nimi-vai-oma-nimi->> なお、一部省略されている部分があるが、同著者が同様の内容を英語で執筆した記事がある（idem, “Which name upon marriage? Family names of women in Finland,” *Els Noms en la vida quotidiana: actes del XXIV Congrés Internacional d’ICOS sobre Ciències Onomàstiques = Names in daily life: proceedings of the XXIV ICOS International Congress of Onomastic Sciences*, Barcelona: Generalitat de Catalunya. Direcció General de Política Lingüística, 2014, pp.853-861. <<http://www.gencat.cat/llengua/BTPL/ICOS2011/088.pdf>>）。

は 67.4% に減少し、男性の氏を夫婦の共通の氏とし、女性が氏を複合氏とした夫婦は 6.8% に微減した。一方、別氏を選択した夫婦は 24.1% に増加し、女性の氏を夫婦の共通の氏とした夫婦は 1.7% に微増した⁽¹¹¹⁾。夫の氏を共通の氏とすることを選択した女性の動機として、伝統や、子が生まれる場合に家族全員が同じ氏でありたいと考えることが挙げられている⁽¹¹²⁾。

なお、父母の氏が別氏である場合においても、その子の大多数は父の氏を受け継いでいることが指摘されている⁽¹¹³⁾。YLE（フィンランド国営放送）の記事（住民登録センターによる統計に基づく。）では、2008 年に出生した子のうち、父母の双方と同じ氏を持つ子が約 50%、父と同じで母とは異なる氏を持つ子が約 42%、母と同じで父と異なる氏を持つ子が約 7% であったと報じられている⁽¹¹⁴⁾。

7 ノルウェー

(1) 夫婦の氏に関する制度

(i) 夫婦の氏に関する制度の概要

夫婦の氏については個人名法⁽¹¹⁵⁾に規定されている。ノルウェーでは、1923 年以降、婚姻した女性は氏を夫の氏に変更することが義務付けられていた⁽¹¹⁶⁾。その後、1949 年の法改正により、妻は夫の同意を得て自己の氏を維持すること（別氏）ができるようになり、1964 年の法改正により、夫の同意なく自己の氏を維持することができるようになった（ただし、挙式の前に申請することが必要とされていた。）。そして、1979 年の法改正で、男女の権利が平等となり、双方の配偶者が自己の氏を維持すること（別氏）を原則とする形となった⁽¹¹⁷⁾。この改正以降は、婚姻後の氏については、変更を望む場合にのみ当局への通知が必要とされている⁽¹¹⁸⁾。その後 2003 年の法改正により、二重氏（*doble etternavn*）が認められた⁽¹¹⁹⁾。

現行の個人名法は、同法第 3 条に規定する一定の要件の下で氏を変更することを認め（(ii) 参照）、その上で、他方の配偶者の氏及びミドルネーム（過去に保持していたことのある氏及びミドルネームを含む。）については、それらの要件を満たさずとも自己の氏にできることを定めている⁽¹²⁰⁾。同法の規定から、婚姻後に氏の変更を望む場合には、氏を他方の配偶者の氏に変更すること、氏を自己の氏と他方の配偶者の氏を組み合わせた二重氏に変更することなどが可能である⁽¹²¹⁾。

(111) Paikkala, “Puolison nimi vai oma nimi?” *ibid.*; *idem*, “Which name upon marriage? Family names of women in Finland,” *ibid.*, pp.855-856.

(112) Paikkala, “Which name upon marriage? Family names of women in Finland,” *ibid.*, p.857.

(113) Castrén, *op.cit.*(92)

(114) Antti Koistinen, “Isän sukunimi jyrää lasten nimitilastoissa,” 2012.5.28. YLE UUTISSET Website <<https://yle.fi/uutiset/3-5879138>>

(115) Lov om personnavn (LOV-2002-06-07-19)

(116) なお、婚姻した女性が氏を変更するという慣習は、19 世紀半ばには上流階級の女性の間で確立されていたとされる（Turid Noack and Kenneth Aarskaug Wiik, “Women’s Choice of Surname Upon Marriage in Norway,” *Journal of Marriage and Family*, 70(2), 2008.5, p.510. <<https://onlinelibrary.wiley.com/doi/epdf/10.1111/j.1741-3737.2008.00497.x>>）。

(117) Duncan et al., *op.cit.*(63), p.3.

(118) Noack and Wiik, *op.cit.*(116) このことから、事実上、1979 年以降の法制度は夫婦別氏を選好しているように見えると指摘されている。

(119) Duncan et al., *op.cit.*(63), p.3. 2003 年の改正時には、共通の氏を持つ権利が 2 年以上同居するカップル及び子を持つカップルにも認められた。

(120) 個人名法第 4 条第 4 号。ただし、配偶者が以前の婚姻により取得した氏・ミドルネームを除く（同号後段）。

(121) 個人名法では、氏として取得できる名称をミドルネームにできること及び氏として取得できる 2 つの名称をハイフンでつないだ二重氏を取得できることを定めている（同法第 7 条及び第 9 条）。また、同法第 4 条第 7 号は、

(ii) ノルウェーにおける氏の変更

現行の個人名法は第3条で氏の変更について定めており、一定の要件の下で現在有している者がいる氏及びノルウェー国内で氏として人口登録簿（Folkeregisteret）に登録されていない名称を氏として取得できることが規定されている。

現在有している者がいる氏については、ノルウェーにおいてその氏を有している人が200人以下である場合は、取得に当たりその全員の同意⁽¹²²⁾を得る必要があるが、200人を超える場合は同意なく取得することができる。氏として登録されていない名称については、その名称が会社名、商標、よく知られたアーティスト名等に類似しており、氏として取得することでその正当な利益を侵害するおそれがある場合や、人口登録簿に名前として登録されている名称である場合（ノルウェー又は外国の伝統的な氏である場合や名前と氏を区別しない伝統に基づく場合を除く。）を除き、氏として取得することができる⁽¹²³⁾。なお、16歳以上の人は、10年に1回を超えて氏名を変更することができない⁽¹²⁴⁾。

このような制限は、氏を配偶者の氏に変更する場合や自己の婚姻前の氏に変更する場合には適用されない⁽¹²⁵⁾。

(2) 夫婦の氏に関する調査等

ノルウェーの社会状況については、ほとんど全てのカップルが婚姻前に同棲し、子が生まれた後も長期間婚姻せずにいることもしばしばあるが、多くのカップルはその後婚姻し、その際に女性の大部分が氏を変更すると指摘されている⁽¹²⁶⁾。ただし、自己の氏を夫の氏に変更した女性の約半数はミドルネームとして自己の氏を保持しているともされる⁽¹²⁷⁾。

2003年のノルウェー統計局（Statistisk sentralbyrå）の調査⁽¹²⁸⁾を使用した分析によると、男性の97%は婚姻時に氏を変更していなかった。また、1980年から2002年までに婚姻した女性（20～44歳）のうち20%が出生時の氏を維持⁽¹²⁹⁾していたが、この割合は、1980年代に婚姻した女性では16.5%、1990年から1995年までに婚姻した女性では20.5%、1996年から2002年までに婚姻した女性では22.5%であり、増加傾向にあった⁽¹³⁰⁾。

同法第3条による氏の取得の制限が適用されない氏として、氏の変更を希望する者が以前に有していた、婚姻により取得されなかった氏（婚姻前の氏）を掲げている。これらの規定から、本文に掲げた例のほか、氏を他方の配偶者の氏に変更し自己の氏をミドルネームとすること、他方の配偶者の氏又はミドルネームを自己のミドルネームとすることなども可能である。

⁽¹²²⁾ 18歳未満の子供については親権者が同意できる。

⁽¹²³⁾ 個人名法第3条

⁽¹²⁴⁾ 個人名法第10条第2項

⁽¹²⁵⁾ 個人名法第4条第4号及び第7号並びに第10条第2項第1号。ミドルネームについても同様。

⁽¹²⁶⁾ Duncan et al., *op.cit.*63, p.3.

⁽¹²⁷⁾ *ibid.*, p.4.

⁽¹²⁸⁾ 将来の計画、家族、同棲に関する調査（Undersøkelse om fremtidsplaner, familie og samliv）。2003年1月6日～5月9日に、ノルウェー全国から無作為に抽出した20～44歳の女性と23～47歳の男性10,000人（少なくとも一方の親がノルウェー人である者）を対象に郵送による方法で調査。回答数は6,317件（Carsten Wiecek, *Undersøkelse om fremtidsplaner, familie og samliv*, 2003.7, pp.3-4, 9. Statistisk sentralbyrå Website <https://www.ssb.no/a/publikasjoner/pdf/notat_200351/notat_200351.pdf>）。

⁽¹²⁹⁾ ミドルネームとして自己の氏を保持した女性を含まない（Noack and Wiik, *op.cit.*116, p.511）。

⁽¹³⁰⁾ *ibid.*, pp.511-512, 514-515. なお、この調査では、婚姻年齢、教育水準等が婚姻時の女性の氏の選択にどのような影響を与えるかについて論じられている（*idem*, p.507）。また、2003年の統計以降ノルウェー当局はデータを公表していないが、夫婦の氏に関する法制度の歴史的経緯が類似するスウェーデンのより最近のデータなどから、2003年以降、ノルウェーにおいても氏を変更する女性の割合は減少している可能性があると考えられる（Duncan et al., *op.cit.*63, pp.4, 23）。

8 スウェーデン

(1) 夫婦の氏に関する制度

(i) 夫婦の氏に関する制度の概要

スウェーデンでは、2016年に、従来の1982年氏名法⁽¹³¹⁾(以下「旧法」という。)に代わる個人名法⁽¹³²⁾(以下「新法」という。)が成立し、2017年7月1日に施行された⁽¹³³⁾。

旧法の施行以前は夫婦同姓であったが⁽¹³⁴⁾、旧法(1983年1月1日施行)では、婚姻した夫婦は、一方の配偶者の氏を共通の氏とするか、又は双方の配偶者が婚姻の直前の氏を維持するかを選択することができるとされた⁽¹³⁵⁾。その上で、他方の配偶者の氏を共通の氏とした者は、変更前の自己の氏をミドルネーム(mellannamn)にすることができ、また、双方の配偶者が自己の氏を維持した場合には、そのうちの一方の配偶者は、他方の配偶者の氏をミドルネームにすることができた⁽¹³⁶⁾。これらの制度の下では、ミドルネームを取得できるのは一方の配偶者のみであったため、双方の配偶者がともに自己の氏の名称を(氏又はミドルネームとして)保持しながら他方の配偶者の氏を組み合わせる(一方の氏を共通の氏とし、他方の氏を共通のミドルネームとする等)ことを望んでいた場合に対応することができなかった⁽¹³⁷⁾。

新法では、二重氏(dubbelt efternamn)が許容され、一方で、ミドルネームは取得することができなくなった⁽¹³⁸⁾。同法第12条は、婚姻後の氏について、旧法のように、共通の氏を決定するか夫婦別氏となるかの選択が可能であると定めるのではなく、(婚姻の届出時に限定せず)自己の氏を他方の配偶者の氏に変更することや自己の氏と他方の配偶者の氏を組み合わせた二重氏に変更することが可能である旨を定めている。なお、二重氏は2つの氏をハイフンでつないだものに限られ、3つ以上の氏で構成することはできない⁽¹³⁹⁾。この制限により、それぞれが異なる二重氏を持つ父母(別氏の父母)は子に継承させる氏として、4つの氏(父が持つ2つの氏と母が持つ2つの氏)のうちの2つを選択しなければならないことから、どの氏を子孫に継がせるべきであるかについて家族内の論争の原因となり得ることが指摘されている⁽¹⁴⁰⁾。

⁽¹³¹⁾ Namnlag (1982:670)

⁽¹³²⁾ Lag (2016:1013) om personnamn

⁽¹³³⁾ Katharina Leibring, "The new Personal Names Act in Sweden: some possible consequences for the name usage," *Namenkundliche Informationen*, vol.109/110, 2017, p.408. <<https://core.ac.uk/download/pdf/226134851.pdf>>

⁽¹³⁴⁾ Eva Brylla and Sonja Entzenberg, "Från Ehrenstråle till Eaglewing. Om svenska personnamnsregler," *Sprog i Norden*, 2008, pp.37-38. <<https://tidsskrift.dk/sin/article/view/17065/14823>> 旧法以前の婚姻後の氏については、1915年の「教区登録簿の保存に関する指示」(anvisningar till kyrkböckers förande (SFS 1915: 403))及び1920年婚姻法(giftermålsbalk (SFS 1920: 405))で妻は夫の氏を共通の氏として取得することが定められ、その後の1963年氏名法(SFS 1963: 521)で、特別な理由があるときには夫が妻の氏を共通の氏として取得することが可能とされた。

⁽¹³⁵⁾ 旧法第9条第1項。ただし、以前の婚姻によって取得した氏を共通の氏として他方の配偶者に取得させることはできない(同条第3項)。1982年氏名法の制定の背景には、それまでの氏名制度がジェンダーの観点から不平等であると認識されていたことに加えて、個人番号制度の発展により、個人の特定のための氏の重要性が低下したこともあると指摘されている(*ibid.*, p.38)。

⁽¹³⁶⁾ 旧法第24条

⁽¹³⁷⁾ Leibring, *op.cit.*(133), p.411.

⁽¹³⁸⁾ *ibid.*; "Frågor och svar om ny lag om personnamn," 2016.4.14. Regeringskansliet Website <<https://www.regeringskansliet.se/artiklar/2016/04/fragor-och-svar-om-ny-lag-om-personnamn/>>

⁽¹³⁹⁾ 個人名法第20条

⁽¹⁴⁰⁾ Leibring, *op.cit.*(133), p.416.

(ii) 子の氏

旧法では、共通の氏を有する父母の子は出生時にその氏を取得することが定められており、氏が異なる父母の子は、先に出生した子がいるときは、その子と同じ氏を取得し、先に出生した子がいないときは、届出により父母のいずれかの現在又は過去の氏を取得することとされていた⁽¹⁴¹⁾。また、子が父母のいずれかの氏を取得する場合、その子は他方の親の氏をミドルネームにすることができた⁽¹⁴²⁾。

新法の下では、子は、父母のいずれかの現在若しくは過去の氏、父母の氏を組み合わせた二重氏、父母のいずれかの名前に「-son（の息子）」若しくは「-dotter（の娘）」を付加した氏⁽¹⁴³⁾又は父母が同じである他の子の氏を取得することができる⁽¹⁴⁴⁾。

(iii) スウェーデンにおける氏の変更

スウェーデンでは、婚姻等による場合以外でも氏の変更が認められている。

氏の変更に際して、旧法では、他人が有している氏やよく知られた外国人の氏、他人の芸名、商号等と混同されるおそれがある氏への変更は認められていなかった⁽¹⁴⁵⁾。新法においても、旧法と同様に他人が有している氏等と混同されるおそれがある氏への変更は認められないことを原則とするが、一般的な氏（2,000人以上の人が有している氏）⁽¹⁴⁶⁾への変更は誰でもできることになった⁽¹⁴⁷⁾。

新しく氏を形成する場合についての制限は、旧法では第12条及び第13条、新法では第14条に定められている（例えば、名前として称されている名称や悪意（anstöt）ある名称は氏とすることができない。）が、旧法には二重氏を認めない規定があるが新法にはない等の違いがある。

また、氏を父母のいずれかの名前に「-son」又は「-dotter」を付加した氏に変更する場合について、旧法は、このような場合には特段の事情があれば第12条及び第13条の制限は適用されないと定めていた⁽¹⁴⁸⁾のに対して、新法は、事情の有無にかかわらず、自己の氏を父母の氏名に係る氏⁽¹⁴⁹⁾に変更することができることを定めている⁽¹⁵⁰⁾。

(2) 夫婦の氏に関する調査等

スウェーデン統計局（Statistiska centralbyrån）のまとめによれば、婚姻した女性が氏を男性

⁽¹⁴¹⁾ 旧法第1条

⁽¹⁴²⁾ 旧法第25条第1項

⁽¹⁴³⁾ このような氏は、旧法では、同法第14条で、特段の事情があれば氏の変更のための制限が課されない氏として規定されていた（後述）。

⁽¹⁴⁴⁾ 個人名法第4条及び第5条。Elin Hofverberg, “Sweden: New Law Regulating Names Adopted,” 2016.12.15. Library of Congress Website <<https://www.loc.gov/law/foreign-news/article/sweden-new-law-regulating-names-adopted/>>

⁽¹⁴⁵⁾ 旧法第13条

⁽¹⁴⁶⁾ スウェーデン税務庁が該当する氏（500程度）のリスト（“Fria efternamn 2020: sorterade i antalsordning.” <https://www.skatteverket.se/download/18.1c68351d170ce5545272387/1585904165878/Fria_enamn_antal_20200401.pdf>）をウェブサイト（“Sök bland de vanligaste efternamnen.” Skatteverket Website <<https://www.skatteverket.se/privat/folkbokforing/namn/bytaefternamn/sokblanddevanligasteefternamn.4.515a6be615c637b9aa48e09.html#!/start>>）で公表している。

⁽¹⁴⁷⁾ 新法第15条及び第16条。“En ny lag om personnamn: Civilutskottets betänkande 2016/17:CU4.” Sveriges Riksdag Website <https://riksdagen.se/sv/dokument-lagar/arende/betankande/en-ny-lag-om-personnamn_H401CU4>

⁽¹⁴⁸⁾ 旧法第14条

⁽¹⁴⁹⁾ 父母のいずれか若しくは双方の氏、父母の現在若しくは過去の氏を組み合わせた二重氏、父母のいずれかの名前に「-son」若しくは「-dotter」を付加して形成した氏

⁽¹⁵⁰⁾ 新法第9条

の氏に変更した割合（双方の配偶者が婚姻前の氏を維持し、女性が男性の氏をミドルネームとして取得した場合を含む。）は、1993年に婚姻した夫婦では86.9%、2003年に婚姻した夫婦では76.6%、2012年に婚姻した夫婦では63.9%であった。また、双方の配偶者が婚姻前の氏を維持した割合は、1993年に婚姻した夫婦では6.0%、2003年に婚姻した夫婦では11.6%、2012年に婚姻した夫婦では21.1%であった（表7）⁽¹⁵¹⁾。

表7 スウェーデンにおいて1993年、2003年、2012年に婚姻した夫婦の氏名の選択

	女性が氏を男性の氏に変更した 双方の配偶者が婚姻前の氏を維持し、女性が男性の氏をミドルネームとして取得した	男性が氏を女性の氏に変更した 双方の配偶者が婚姻前の氏を維持し、男性が女性の氏をミドルネームとして取得した	双方の配偶者が婚姻前の氏を維持した	双方の配偶者が完全に新しい共通の氏に変更した	一方の配偶者のみが完全に新しい氏に変更した
1993年	86.9%	4.4%	6.0%	2.4%	0.2%
2003年	76.6%	7.5%	11.6%	3.9%	0.4%
2012年	63.9%	10.2%	21.1%	4.3%	0.5%

（注）各年の婚姻数は、1993年が25,305件、2003年が27,806件、2012年が34,204件である。

（出典）Inge Göransson, “Brudpar överger namntradition,” 2013.5.27. Internet Archive Website <<https://web.archive.org/web/20140125224403/http://www.scb.se/sv/Hitta-statistik/Artiklar/Brudpar-overger-namntradition/>> を基に筆者作成。

9 オーストラリア

(1) 夫婦の氏に関する制度

オーストラリアにおける氏名に関する法制度は、慣習法に基づき、成人は、詐欺の目的がない限り自由に氏を変更することができるとされる⁽¹⁵²⁾。

ビクトリア州の出生・死亡・婚姻登録事務所（Registry of Births, Deaths and Marriages）の説明では、同州において婚姻した者は、婚姻を理由として、自己の氏を他方の配偶者の氏に変更すること及び双方の氏をハイフンでつないだ氏に変更することが可能であるが、この場合に氏の変更を申請する必要はなく、パスポート、運転免許証等の氏の変更が必要な場合には各当局に婚姻証明書を提出して手続を行うこととされている⁽¹⁵³⁾。

西オーストラリア州⁽¹⁵⁴⁾政府の説明では、氏をオーストラリア国内で婚姻した配偶者の氏に

⁽¹⁵¹⁾ Inge Göransson, “Brudpar överger namntradition,” 2013.5.27. Internet Archive Website <<https://web.archive.org/web/20140125224403/http://www.scb.se/sv/Hitta-statistik/Artiklar/Brudpar-overger-namntradition/>> このほかの調査としては、1995年のユーロバロメーターの調査（前掲注89参照。スウェーデンについては、1995年10月27日～11月21日までの期間で1,010人を対象に調査が行われた（“Eurobarometer 44.0 October-November 1995 Basic English Questionnaire INRA (Europe),” *op.cit.*89)）があり、既婚のスウェーデン人女性が称する氏は、「夫の氏」が87%、「自己の氏」が6%、「双方の氏」が7%、「その他」が1%未満であった。

⁽¹⁵²⁾ 木村監修、篠崎ほか編著 前掲注56, p.541. 英米法系諸国では、慣習法的に氏名について使用・変更の自由が認められているとされる（床谷 前掲注56）。なお、西オーストラリア州政府は、氏名の変更に当たって法的手続を経ることは必要ではないが、変更された氏名で個人を識別するため及び氏名の変更に証するために、出生・死亡・婚姻登録事務所への申請等を行うことを推奨としている（“Changing your name.” WA.gov.au Website <<https://www.wa.gov.au/service/justice/civil-law/changing-your-name>>）。

⁽¹⁵³⁾ “Changing your name after marriage, separation or divorce.” Births Deaths and Marriages Victoria Website <<https://www.bdm.vic.gov.au/changes-and-corrections/changing-your-name-after-marriage-separation-or-divorce>>

⁽¹⁵⁴⁾ 従来、西オーストラリア州では、氏名を自由に変更することができるのが原則であるオーストラリアでは例外的に、「氏名の変更に規制する法律」（Change of Names Regulation Act 1923 (Act No: 040 of 1923)）により、個人が単独押印証書若しくは出生・死亡・婚姻登録機関の長の許可又は婚姻により取得した氏名でない限り、出生時に登録された氏名以外の氏名を称することは違法とされていた（木村監修、篠崎ほか編著 前掲注56, p.541）が、同法は、「1998年法律廃止・修正（出生・死亡・婚姻登録）法」（Acts Repeal and Amendment (Births, Deaths and

変更する場合に、公的に氏の変更の手続を経ることは必ずしも必要ではないとされている⁽¹⁵⁵⁾。また、出生・死亡・婚姻登録事務所が発行した婚姻証明書は、通常、個人文書 (personal documentation)⁽¹⁵⁶⁾に記載されている氏を婚姻後に称する氏に変更するための十分な証拠として用いることができるとのことである⁽¹⁵⁷⁾。

(2) 夫婦の氏に関する調査等

夫婦の氏を選択に関する公的な統計等は見当たらないが⁽¹⁵⁸⁾、2016年のABCニュース⁽¹⁵⁹⁾の記事において、イボンヌ・コーコラン＝ナンテス (Yvonne Corcoran-Nantes) フリンダース大学准教授は、オーストラリアにおいて婚姻後の女性の80%以上が氏を夫の氏に変更しており、子の96%が父親の氏を受け継いでいると指摘している⁽¹⁶⁰⁾。

また、ビクトリア州における夫婦及び子の氏について、デボラ・デンプシー (Deborah Dempsey) スウィンバーン工科大学准教授らが実施した調査がある⁽¹⁶¹⁾。この調査は、2005年から2010年までの間のビクトリア州の出生・死亡・婚姻登録事務所の記録を対象として実施されたものであり、あわせて、子を持つオーストラリア人908人に対するオンライン調査も行われた。デンプシー准教授は、ビクトリア州においては婚姻後の新しい氏を登録する義務がないことから、婚姻後に氏を変更した人数を正確に確認することはできなかったものの、この調査から推定できることとして、婚姻した女性の半数以上が氏を夫の氏に変更していること、男性の約97%が婚姻後も自己の氏を維持していること、父母が別氏である場合を含めて子の約90%が父の氏であった⁽¹⁶²⁾ことを挙げている⁽¹⁶³⁾。

10 韓国

韓国においては、不文の法として「姓不変の原則」があるとのことであり、婚姻により氏は変わらない⁽¹⁶⁴⁾。このことについて、韓国は、父系出自の観念が強く、妻の氏はその父の氏の

Marriages Registration) Act 1998 (Act No: 040 of 1998)) により、1999年4月14日に廃止された (“Change of Names Regulation Act 1923.” Western Australian Legislation Website <https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/statutes.nsf/main_mrtitle_126_homepage.html>).

(155) “Getting married in WA.” WA.gov.au Website <<https://www.wa.gov.au/service/justice/civil-law/getting-married-wa>> オーストラリア国外で婚姻した場合には、氏の変更に当たって出生・死亡・婚姻登録事務所への申請等が必要となる場合がある。

(156) パスポート、運転免許証など。

(157) “Getting married in WA,” *op.cit.*(155)

(158) 公的な統計がないことに言及するものとして、次の記事がある。Emily Bissland, “When couple took wife’s surname it was ‘not a big deal’ and yet the practice remains an oddity,” 2018.6.30. ABC News Website <<https://www.abc.net.au/news/2018-06-30/husband-defying-convention-to-take-wifes-name/9925618>>

(159) オーストラリア放送協会 (Australian Broadcasting Corporation) が運営する公共ニュース配信サービス。

(160) Sara Garcia, “Most Australian women still take husband’s name after marriage, professor says,” 2016.3.31 (Updated 2016.4.26). ABC News Website <<https://www.abc.net.au/news/2016-03-31/most-australian-women-still-take-husbands-name-after-marriage/7287022>>

(161) Daniella Miletic, “Most women say ‘I do’ to husband’s name,” *Age* (Melbourne, Australia), 2012.6.20. オーストラリア家族問題研究所 (Australian Institute of Family Studies) の会合において報告された、デンプシー准教授とジョー・リンゼイ (Jo Lindsay) モナシュ大学准教授による調査。

(162) 父母の双方と同じ氏である子が約55% (そのほとんどが父の氏を共通の氏としていたとのことである。)、父母が別氏であり父と同じ氏である子が約35%であったとされる。また、二重氏の子は2.4%であり、父子関係が成立している子のうち母の氏である子 (父母の双方が母の氏を共通の氏としている場合を含む。) は3%であったとされる。

(163) Miletic, *op.cit.*(161)

(164) 青木清『韓国家族法—伝統と近代の相剋—』信山社, 2016, p.12.

ままで不変である「別姓強制国」であるとの指摘がある⁽¹⁶⁵⁾。

なお、子の氏については民法⁽¹⁶⁶⁾が、子は父の氏を継ぐことを原則とするが、父母の婚姻の届出時に母の氏を継ぐことを合意した場合には母の氏を継ぐことを定めている⁽¹⁶⁷⁾。

11 台湾

(1) 夫婦の氏に関する制度

台湾では、1998年に民法改正がなされるまでは、当事者間に別段の合意がある場合を除き、妻（入夫⁽¹⁶⁸⁾）は自己の氏の前に夫（妻）の氏を冠すること（冠姓⁽¹⁶⁹⁾）とされていた。改正後の同法第1000条第1項では、それぞれの配偶者は自己の氏を維持することが原則とされ、書面で約定し届出をしたときには、一方の配偶者が自己の氏に他方の配偶者の氏を冠すること（冠姓）ができる旨が規定された⁽¹⁷⁰⁾。

なお、嫡出子の氏について、民法第1059条第1項は、子の父母は、その子の出生登記の前に、書面で子の氏が父の氏に従うか母の氏に従うかを約定しなければならず、約定していない場合又は約定が成立しなかった場合には、戸政事務所において抽選を行ってこれを決定すると定めている⁽¹⁷¹⁾。

(2) 夫婦の氏に関する調査等

台湾内政部の統計によると、2018年6月30日時点で配偶者の氏を冠している者は1,117,097人で台湾総人口（23,574,274人）の4.74%であり、その男女比は、男性が0.17%（1,882人）、女性が99.83%（1,115,215人）であった⁽¹⁷²⁾。

配偶者の氏を冠している者について年齢別に見ると、60歳以上が1,031,106人で92.30%を占めている。年齢層が低いほど配偶者の氏を冠している者は少なく、25歳から29歳までの間では124人（男性2人、女性122人）にすぎなかった⁽¹⁷³⁾。

なお、2007年5月から2017年までの間に出生した子の氏は、父親の氏とする約定がなされた者が95.23%、母親の氏とする約定がなされた者が1.71%であった⁽¹⁷⁴⁾。2017年には、同年1月から10月までの間に出生した子について、母親と同氏である割合が過去最高の4.8%となったことが報じられている⁽¹⁷⁵⁾。

⁽¹⁶⁵⁾ 二宮編 前掲注(5), p.182.

⁽¹⁶⁶⁾ 민법 (법률 제 17905 호)

⁽¹⁶⁷⁾ 民法第781条第1項。金成恩「韓国における子の氏の決定ルール—ジェンダーの視点からの検討—」『ジェンダー法研究』5号, 2018.12, pp.84-85 参照。

⁽¹⁶⁸⁾ 婚姻により妻の家に入った者（婿）。なお、1998年の民法改正時に、婚姻は2人が共同で生活し互いを扶助するための制度であり、嫁取りと婿取りを区別すべきではないとの考えから入夫婚制度が廃止された（陳添輝（劉涓汶・松田恵美子訳）「翻訳 台湾社会の変遷と民法の「姓氏規定」に関する改正」『名城法学』69(4), 2020, p.24）。

⁽¹⁶⁹⁾ 他方の配偶者の氏を自己の氏名に前置することをいう（黄淨愉「日台家族法における姓の意義をめぐって」北海道大学法学研究科博士学位論文, 2013.12.25, p.5）。例えば、上官美鳳が歐陽俊龍と婚姻し冠姓を行うと、歐陽上官美鳳となる（陳（劉・松田訳）同上, p.25）。

⁽¹⁷⁰⁾ 二宮編 前掲注(5), p.182; 中華民國內政部『全國姓名統計分析』2018.10, p.23. <<https://www.ris.gov.tw/documents/data/5/2/107namestat.pdf>>; 陳（劉・松田訳）同上, pp.23-24.

⁽¹⁷¹⁾ 陳（劉・松田訳）同上, pp.32-33; 木村三男監修、篠崎哲夫ほか編著『涉外戸籍のための各国法律と要件Ⅳ 全訂新版』日本加除出版, 2017, pp.543-544.

⁽¹⁷²⁾ 中華民國內政部 前掲注(170), pp.23, 202-203.

⁽¹⁷³⁾ 同上

⁽¹⁷⁴⁾ 同上, pp.21-22, 223-237.

⁽¹⁷⁵⁾ 「台湾の新生児、母親と同姓の割合が過去最高の4.8%」『フォーカス台湾』2017.11.26.

おわりに

本稿で紹介した各国を見ても、氏をめぐる制度や慣習は様々であるが、現代では、夫婦が夫の氏を共通の氏とすることを原則とするような規定は改正されてきた（Ⅱ 1, 4, 6, 7, 8, 11）⁽¹⁷⁶⁾。また、夫婦同氏以外の夫婦の氏の在り方が選択可能である各国では、別氏や複合氏など我が国では認められていない形式の氏を実際に選択する夫婦が存在し、夫婦ごとの多様な考え方に制度が対応していた。

我が国の民法の夫婦の氏に関する規定には、男女間の形式的な不平等が存在するわけではないが（平成 27 年 12 月 16 日最高裁判所判決）、我が国において夫の氏を選択する夫婦の割合（平成 27 年の婚姻で 96.0%）は、本稿において確認した諸外国で妻が自己の氏を夫の氏に変更する割合と比べて高い。とはいえ、夫婦別氏が認められている諸外国においても、共通の氏として夫の氏を選択する夫婦が多数を占めるという状況は生じていることも確認できた。

夫婦の氏を選択における男女の平等について考える際には、選択的夫婦別氏制度の導入の是非を論じるだけでなく、氏を選択に関係する社会的・法的要因について多角的に検討していく必要があると考えられる。

（おざわ はるき）

⁽¹⁷⁶⁾ 床谷文雄教授は、夫婦別氏を選択できるようにすべきであるとする立場から、外国において、「かつては夫婦が同姓（夫の姓）であることが社会常識であった多くの国でも、裁判や法改正を通じて別姓が認められてきた経緯があり、そこでは、普遍的な人権である個人の尊重、人格権、平等の権利が指導理念となって、人及び家族の姓をめぐる制度の見直しが行われてきた」と指摘している（床谷 前掲注56, p.9）。